

まちなみ



～人と環境に優しいまちづくりを目指して～

第64号

令和5年3月15日

編集・発行 羽村市まちづくり部 区画整理総務課
区画整理事業課

羽村駅西口土地区画整理事業について

羽村市長 橋本 弘山

市民ならびに関係権利者の皆様には、日ごろから羽村駅西口土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和4年に実施した「事業の検証」につきましても、今後の事業の最適な進め方を導き出すことを目的として、学識経験者等による客観性を担保した検証会議を設置し、5回にわたり事業の検証を行っていただき、同年12月13日に提言が提出されました。

市といたしましては、検証会議からの提言を尊重し、整備手順や事業費削減の方策を検討しながら、現行の整備手法である土地区画整理事業をベースに、事業を進めてまいります。

併せて、令和5年度におきまして、土地区画整理事業以外の整備手法をエリアの特性を考慮し、地区の一部に取り入れることができるかどうかについて、庁内で検討してまいります。

今後の事業の実施にあたりましては、第一に権利者の皆様のご理解とご協力を得ることが必要不可欠でありますことから、計画的に移転協議を進め、現在仮住まいをされている皆様への仮換地先の早期返地に向けて最善を尽くすとともに、都市計画道路3・4・12号線の早期整備並びに羽村駅前周辺に向けた整備を優先的に実施できるよう取り組んでまいります。

権利者の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

第64号の主な内容

- 1 検証会議の経過
- 2 検証会議からの提言
- 3 羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する基本方針
- 4 令和5年2月下旬の整備状況
- 5 その他のお知らせ

1 検証会議の経過

検証会議の主な内容は次のとおりで、5回の会議や現場視察が開催されました。
提言・検証会議資料・会議要録は、市公式サイトでご覧になれます。

令和4年	6月	6日	第1回検証会議	事業概要等について説明
令和4年	6月	22日	検証会議委員による事業施行地区内の現場視察	
令和4年	6月	23日	同上	
令和4年	7月	7日	同上	
令和4年	7月	28日	第2回検証会議	現場視察後の所見共有、権利者の意見聴取等
令和4年	8月	26日	第3回検証会議	提言に向けた論点整理
令和4年	10月	18日	第4回検証会議	委員要望への回答、提言骨子の整理
令和4年	11月	29日	第5回検証会議	提言（案）のとりまとめ
令和4年	12月	13日	検証会議から市長に提言書を提出	

2 検証会議からの提言

提言では「当該地区は狭隘道路が多く道路の接続性が悪いことや、交通結節点としての駅前ポテンシャルを生かすことができていないことなどから、当初に土地区画整理事業という整備手法を採用したことは妥当である」としたうえで、次のとおり提言がありました。

< 提言 >

当該地区の都市基盤整備については、現行の土地区画整理事業による事業計画をベースとしつつ、防災面や交通面等の安全性の確保の観点から、駅前広場、都市計画道路など重要性や必要性が高い箇所を優先的に整備するなど、メリハリのきいた整備手順について検討するとともに、不要移転棟数を増やし事業費を削減する方策の検討や、特定財源の更なる獲得を進めることなど、事業施行における一層の工夫を行うこと。

なお、併せて、様々な課題があり実現性が低いなどとした土地区画整理事業以外の整備手法について、例えばエリアの特性を考慮し地区の一部に導入することで、地域住民の負担軽減や事業費の抑制が図られ、かつ、一定レベルの都市機能の向上を図ることができるかどうかについても検討されたい。

3 羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する基本方針

市では、羽村駅西口地区について、JR 青梅線羽村駅を中心とした利便性の高い駅前市街地の再編を図るとともに、都市施設と自然が調和した市街地の再生を図るため、また、道路、交通広場、公園等の良好な居住環境の確保により、公共の福祉の増進に資するため、当該地区の都市基盤整備は、引き続き必要であると認識しております。

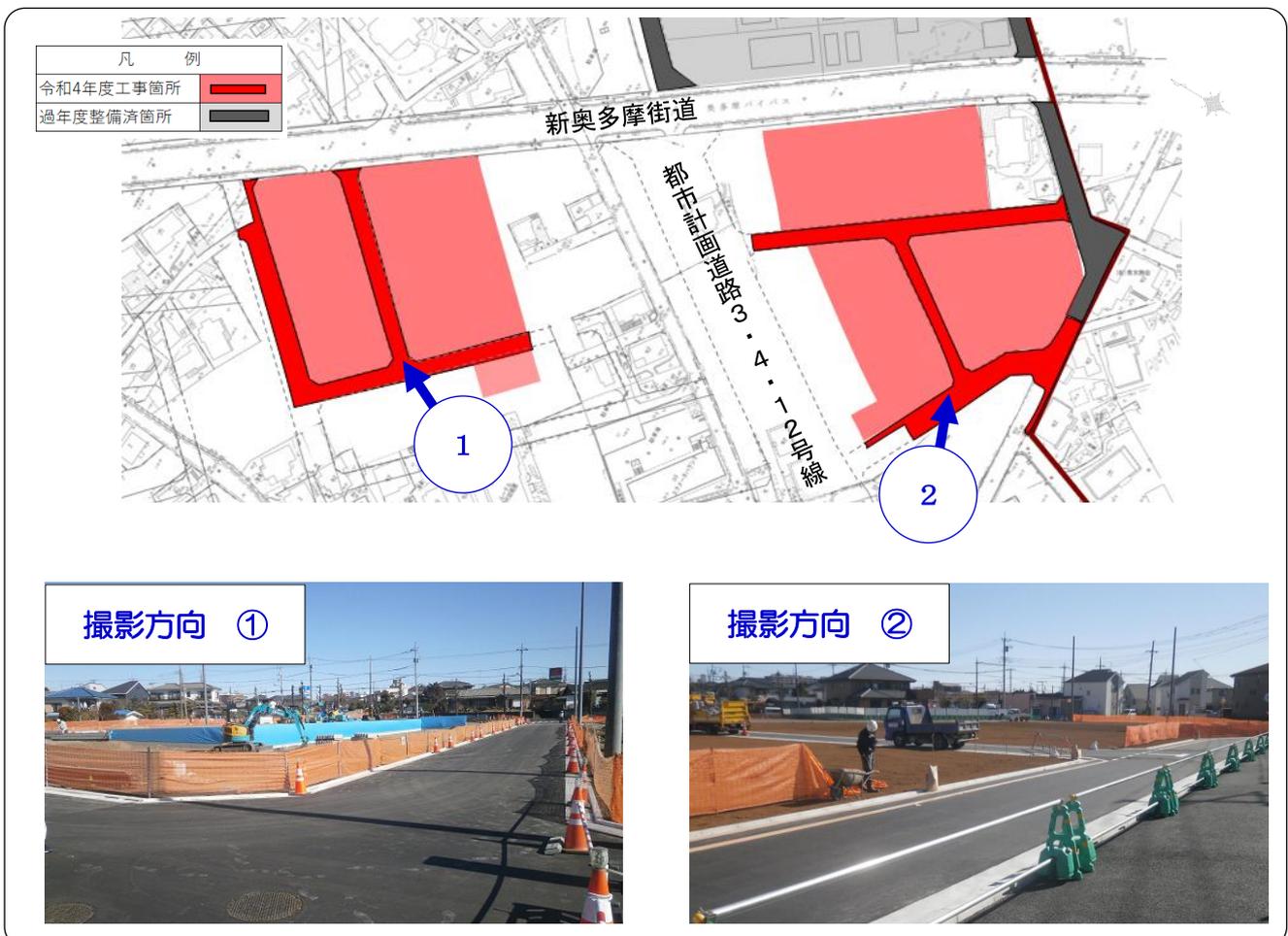
この認識に立ち、今後の方針としては、検証会議からの提言を尊重し、整備手順や事業費削減の方策を検討しながら、現行の整備手法である土地区画整理事業をベースに事業を進めていきます。

事業を進めていくにあたり、現在、仮住まいをされている皆様への仮換地先の返地を最優先に実施するとともに、羽村大橋や奥多摩街道の渋滞解消、生活道路への通過車両の流入抑制を図るため、羽村大橋と羽村街道を結ぶ都市計画道路3・4・12号線の早期整備、交通結節点である駅前広場の整備を優先的に実施できるよう取り組んでまいります。

併せて、土地区画整理事業以外の整備手法について、エリアの特性を考慮し、地区の一部に取り入れることができるかどうか検討していきます。

4 令和5年2月下旬の整備状況

新奥多摩街道沿いの整備箇所において、埋蔵文化財調査が完了し、区画道路の築造および宅地の造成工事が概ね完了しました。



5 その他のお知らせ

移転後の住所について

羽村駅西口土地区画整理事業地内において、「仮換地先（移転後の土地）」に住宅を新築した際の住居表示は、原則、事業施行期間において、「従前地（移転前の土地）」の住居表示が引き継がれます。

羽村市では、仮換地先に再建いただいた皆様の宛先や安全に配慮し、仮換地の建築状況や住居表示について、福生警察署及び福生消防署に適宜、情報提供をしています。

また、郵便局や運送会社と調整を行い、仮換地先で新築された方に対して市民課で交付される「住居番号（付定）通知書」に基づき、任意に権利者ご自身から仮換地の情報を各運送会社等に提供していただくことにより、仮換地先への郵送物の配送業務に活用いただくこととしております。

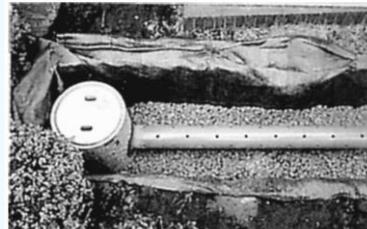
仮換地先における新築時には、市民課窓口へ新築届をご提出いただくとともに、円滑な配達・配送業務にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

雨水浸透施設を
設置しましょう

雨水浸透ます



雨水浸透トレンチ



雨水を地下にしみ込ませることで、浸水被害が軽減されるとともに、地下水が豊富になるなど、水循環の保全にもなることから、羽村市では、雨水浸透施設（浸透ます・浸透トレンチ）の設置費用の一部を助成しています。

詳しくは、羽村市上下水道部上下水道業務課業務係までご相談ください。

電話 042-554-2269

■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住 所】 羽村市羽東 1-29-35
【電 話】 042 - 570 - 7474
【開 所 日】 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
【開所時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

まちなみバックナンバー
(市公式サイト)



R70
古紙ハルブ配合率70%再生紙を使用